



市章

大津市公報

平成26年3月14日
号外(第9号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
11 大津市敬老祝金の支給に関する条例施行規則を廃止する規則	1
12 大津市契約規則の一部を改正する規則	1
13 大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
14 大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
15 大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	3
16 大津市勤労者教育資金融資規則の一部を改正する規則	3
17 大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則	3
18 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	3
19 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4

規 則

大津市敬老祝金の支給に関する条例施行規則を廃止する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市敬老祝金の支給に関する条例施行規則を廃止する規則
大津市敬老祝金の支給に関する条例施行規則(平成4年規則第21号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市契約規則の一部を改正する規則
大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。
第21条の2第1項第16号中「大型ごみ」を「家庭廃棄物」に改める。
第29条及び第37条第1項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。
様式第1号及び様式第1号の2中「被補佐人」を「被保佐人」に改める。
様式第7号及び様式第10号中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。
様式第11号中「年3.0%」を「年2.9%」に改める。
様式第12号中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改め、同様式備考第1項中「であって、消費税及び地方消費税が上乗せされない」を「である」に改め、同様式備考に次の1項を加える。
11 委託業務の内容が測量業務、設計業務又は地質調査業務である場合には、第5条を次のようにする。

第5条 甲は、成果物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第2条第4項の規定による引渡しを受けた日から3年(建築設計業務にあつては、引渡しを受けた日から本件建築物の工事完成後2年)以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 甲は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

様式第13号備考第1項中「であって、消費税及び地方消費税が上乗せされない」を「である」に改める。

様式第14号中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改め、同様式備考第1項中「であって、消費税及び地方消費税が上乗せされない」を「である」に改める。

様式第17号及び様式第17号の2中「年3.0%」を「年2.9%」に改める。

様式第21号備考第2項及び様式第22号備考中「であって、消費税及び地方消費税が上乗せされない」を「である」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則（平成12年規則第134号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に、「第8条」を「第9条」に、

申請理由	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護法による保護を受けているため、又は前年度分の市民税が非課税であるため	を
	<input type="checkbox"/> (2) ひとり親家庭等であるため	
	<input type="checkbox"/> (3) 兄弟姉妹が同じクラブに通所しているため	
	<input type="checkbox"/> (4) 負傷又は疾病のため全月にわたって欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで)	
	<input type="checkbox"/> (5) 災害その他特別の事情があるため ()	

申請理由	免除	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護法による保護を受けているため <input type="checkbox"/> (2) 前年度分の市民税（ 年中の所得に基づくものをいう。）が非課税であるため <input type="checkbox"/> (3) 負傷又は疾病のため全月にわたって児童クラブを欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (4) 災害その他特別の事情があるため ()	に
	減額	<input type="checkbox"/> (5) ひとり親家庭等であるため <input type="checkbox"/> (6) 兄弟姉妹が同じ児童クラブに通所しているため	

改め、「市民税の課税状況」の次に「生活保護の受給状況及び身分関係」を加え、「又は(5)」を「(2)、(4)又は(5)」に改め、「課税状況に係る」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則(昭和55年規則第40号)の一部を次のように改正する。
第7条第1号中「650円」を「660円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則(平成7年規則第62号)の一部を次のように改正する。
第6条第1号中「650円」を「660円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市勤労者教育資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

大津市勤労者教育資金融資規則の一部を改正する規則
大津市勤労者教育資金融資規則(昭和60年規則第17号)の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第17号

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則
大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則(平成22年規則第79号)の一部を次のように改正する。
第3条中「額に、当該額」を「額(以下「算定額」という。)に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、卸売場及び仲卸売場にあつては、算定額に、算定額」に、「100分の5」を「100分の8」に改め、「加えた額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条の規定は、平成26年4月分以後の市場施設使用料について適用し、同年3月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(昭和63年規則第18号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「造成に着手する前に」を「造成工事完了後、その譲渡前に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

大津市長 越 直 美

大津市規則第19号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第4中「2,100円」を「2,160円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「3,675円」を「3,780円」に、「11,550円」を「11,880円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年10月1日から施行する。